

▼件名

【福岡市子ども習い事応援事業】クーポン利用終了のお知らせ

クーポンご利用の保護者様

※このメールは「福岡市子ども習い事応援事業」のシステムにログインいただき、メールアドレスをご登録いただいた方へ再送しております。

福岡市子ども習い事応援事業運営事務局です。

この度、あなた様が下記のいずれかにより「福岡市子ども習い事応援事業」の助成対象者に該当しないこととなりましたので、クーポンの利用は、今月〇月分をもって終了させていただくことになりました。

したがいまして、来月〇〇年〇月以降、クーポンはご利用いただけません。

<助成対象者に該当しない事由>

- ・生活保護の廃止
- ・児童扶養手当の資格喪失又は全部停止
- ・ひとり親家庭等医療費助成の資格喪失
- ・児童扶養手当の更新書類未提出など

\*更新書類未提出にお心当たりのある方は、まずは区役所子育て支援課で更新のお手続きをお願いします（本事業は原則として遡及しませんので、早めのお手続きをお勧めします）

なお、クーポンの利用終了と、習い事の契約の終了は別個のものでありますので、習い事の契約を終了される場合は、別途教室へお申し出ください。

万一、助成対象者の要件に該当しなくなったことについてお心当たりがない場合は、大変恐れ入りますが、下記運営事務局までご連絡をお願いいたします。

【福岡市子ども習い事応援事業運営事務局】

TEL：092-406-3108

FAX：092-451-0550

月曜～土曜日 9:00～18:00（日曜祝日及び12/29～1/3休み）

※このメールは配信専用メールアドレスよりお送りしております。

直接ご返信いただいても、回答はできかねますのであらかじめご了承ください。

